

## 保存科学から見た被災遺構の保存・活用の歴史

朽津 信明・森井 順之

独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所

保存科学 第56号 別刷

平成28年度

## 〔報文〕 保存科学から見た被災遺構の保存・活用の歴史

朽津 信明・森井 順之

### 1. はじめに

2011年の東日本大震災以後、日本では「震災遺構」という言葉が注目されはじめ、それを残すべきか、残すべきではないかという論争が、各地で巻き起こることとなった<sup>1)</sup>。地震による災害に限らず、火山災害であっても風水害であっても、「被災遺構」という存在は、「つらい被災体験を思い出させる」としてその保存に反対する意見がある反面、人々に災害の教訓を伝える資料として、防災に役立つ側面を持ち得ることも指摘されている<sup>2)</sup>。こうした存在は、確かに東日本大震災を機に一般に広く意識されるに至ったことは事実だが、被災の体験を教訓として残すという点に関しては、それ以前から脈々と試みられ続けてきたであろうことは想像に難くない。例えば、東日本大震災時に大きな津波被害のあった宮古市の中で、姉吉地区には昭和三陸大津波（1933年）後に建てられた「此処より下に家を建てるな」と刻まれた石碑が残されており、その教えを守っていた姉吉集落では建物の被害が全く出なかったことが報道された<sup>3)</sup>。これはまさに昭和の人々が被災体験を後世に伝えようとした意思表示であり、それが防災に役立てられた実例と言える。倫理的な議論にはここでは立ち入らないこととするが、仮に被災体験を残す意志が存在した場合にも、もしもこの石碑が後に風化して失われていたり、苔に覆われて文字が読めなくなっていたとしたら、果たしてこの集落の被害状況は同じだったのだろうか。このように考えると、こうした先人が残した遺産の存在状態を良好に保つ、保存科学の重要性が実感されることになる。筆者は、保存科学の歴史を理解するための保存科学史学の重要性をこれまで提起してきている<sup>4-7)</sup>が、本稿では、被災遺構という存在が、日本で歴史的に人々にどのように捉えられ、そしてどのようにその保存が試みられてきたかということを見て行くことから、被災遺構の保存に保存科学が今後どのように貢献し得るかを検討していくこととする。

### 2. 本稿で扱う範囲

まず、本稿で扱う対象について明確化する。災害とは、1961年に制定された災害対策基本法によれば、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されている<sup>8)</sup>。確かに、人間によって引き起こされた被害も災害の範疇に含めて理解されることが多く、その意味では例えば戦災遺構である広島市の原爆ドームも、被災遺構として震災遺構の保存を巡る議論の場でも引き合いに出されることが少なくない<sup>9)</sup>。しかしながら、遺跡という言葉で「過去の人々の生活した痕跡を残している土地及びその土地と一体をなしている諸地物」と定義し、日本における遺跡保存の歴史について筆者は過去に既に議論してきており<sup>9)</sup>、ならばその人間活動の結果がたまたま災害として認識されたとしても、既に論じてある「遺跡保存」の概念から切り離してここで特別に議論する必然性は乏しいと思われる。そこで本稿では、災害の内容を特に自然災害に限定し、その痕跡が保存されたケースについてのみ検討を試みることにする。ただし東日本大震災以後に関しては、各地でもあまりにも膨大な議論が既に行われてきているため、敢えてここで立ち入ることを避け、本稿で

は「2010年以前に我が国で何らかの形で保存が図られた被災遺構」を対象として、主としてその歴史を取り扱うこととする。過去の災害事例については、災害史を扱った文献や災害をテーマとした特別展図録などを参考に情報収集し、参考文献は本文中のそれぞれ該当する箇所でも引用した上で文末に示す。日本における過去の災害事例全てをここで論じることは不可能だが、災害の種類ごとに痕跡が確認できる現地をなるべく多く視察した上で、それを保存・活用の視点から類型化し、保存科学的観点から代表的と判断されたものを取り上げて以下に記載していく。

### 3. 遺跡に確認される災害痕跡

日本における最古の被災遺構がどれかを特定することは、容易ではない。地震にしろ津波にしろ火山噴火にしろ、人類が地球上に登場する遙か以前から繰り返し数限りなく起きていた自然現象であり、現在の日本列島に当たるエリアでもそれらの痕跡は太古まで遡って認知することが可能である。ただし、それが災害と認識されるのは、あくまでも人間生活に何らかの影響を与えられた場合に限られ、この点からすれば、日本における災害の起源は、恐らくは日本列島に人類が登場した直後という理解となることだろう。そのような時代の自然現象の中で、それが人間生活に影響を与えた具体的事例を検討するとすると、これまでに発掘された遺跡の中から検証していく必要がある。

まず、地震痕跡で言えば、いわゆる液状化現象に伴う噴砂が、住居址などの考古学的遺構を貫く事例が少なからず知られており、また断層によって遺構面にずれが生じているような遺跡も各地で報告例がある<sup>10)</sup>。これらは確かに過去の地震痕跡と捉えられるが、中にはその時代の人間生活に直接影響を与えたわけではなく、遺跡が放棄された以後になってからその場所でたまたま地震が起きた事例も含まれている可能性があり、本当にそこで生活していた人々に被害を与えられた痕跡なのかどうかは、慎重に検証される必要がある。それらの中で、例えば茅野市の阿久尻遺跡では、縄文時代前期(約6000年前)の住居址などの遺構を切り裂く地割れが確認されており、それ以降、その場では生活の痕跡が暫く途絶えるという<sup>10)</sup>ことから、これは、この時代の人間生活そのものが、その地割れを形成した地震活動の影響を受けた痕跡である可能性がある。また、同じく縄文時代前期の相馬市の段ノ原B遺跡では、集落を貫く形で地割れが見つかり、地割れ内から同時期の縄文時代前期の土器片が多数見つまっていることから、この地割れは集落が利用されていた時期に発生したと解釈され、恐らくは地震によってこの集落が被災した痕跡と考えられる<sup>11)</sup>。以後、数多く指摘されている地震痕跡を伴う遺跡の中で、その時代の人間生活が被害を受けたと考えられる被災遺構も、各時代で見つまっている<sup>10)</sup>。

津波に関しても、堆積層の解析から過去に津波が起きたと指摘される事例は豊富に存在し、例えば土佐湾などでは6500年くらい前の津波痕跡が見つかったとされている<sup>12)</sup>が、それに伴って当地で生活していた人々に具体的にどのような影響が出たかは今のところ明確にはされていない。その一方で、仙台市の沓形遺跡では、弥生時代の水田跡を覆う形で津波堆積物(年代測定で、2050年程度前のものとされる)が確認されており<sup>13)</sup>、この津波前には広範囲に分布していた水田跡が、この時を境に放棄されている状況が指摘されている。従って、これについては、まさしくその時代の人間生活が津波による被害を受けた古い災害痕跡と捉えられるだろう。

津波に限定しない水害全般ということならば、遺跡が洪水堆積物に覆われて見つかるケースはごく一般的に見られ、むしろある程度以上残りの良い状態で発見される遺構は、そこが利用されている状態の時に何らかの突発的要因で瞬時に上をバックされたケースが主体であるとも言える。その意味では過去の水害痕跡は、これまでに各地で数多く確認されていることになる。

例えば青森県田舎館村の垂柳遺跡は、弥生時代中期の水田跡が洪水堆積物（火山噴火に関係した泥流と考えられている）にパックされた状態で発見されたことで、東北地方北部の弥生時代の水田稲作痕跡として話題となった<sup>14)</sup>が、同時に多数の人間の足跡も洪水堆積物に覆われて発見されたことから、この洪水は明らかに当時の人々の水田稲作生活に影響を与えた水害の概念に該当すると考えられる。他にも例えば御所市の中西・秋津遺跡<sup>15)</sup>など、こうした概念まで被災遺構に含めて考えれば、類似した洪水被災遺構の事例は各地で多数指摘できることになる。

火山噴火についてはイタリアのポンペイ遺跡の事例が著名だが、日本でも例えば約29000~26000年前に起きた巨大噴火に伴う、始良 Tn 火山灰（いわゆる AT 火山灰<sup>16)</sup>）の分布が日本列島の広範囲で確認され、こうした火山灰に覆われた遺構についても、例えば丹波市の七日市遺跡など供給源から遠く離れた地域まで確認されている<sup>17)</sup>。AT 火山灰直下の地層から石器が出土する場合もあり、こうした石器を用いた人々は恐らくは何らかの形で火山噴火の影響を受けた可能性が想定されるものの、今のところ直接的な被災状況については解明されていないようである。約7300年前に起きた巨大噴火に伴う鬼界アカホヤ火山灰<sup>16)</sup>に関しては、例えば神戸市の垂水日向遺跡において、火山灰に覆われた状態で干潟に人間の足跡が確認されている<sup>18)</sup>ことから、足跡を残した人々の生活はこの降灰の影響を受けたことが間違いないと考えられるが、その具体的な被災状況はわからない。

詳細な火山災害の状況がわかる古い事例としては、例えば渋川市の金井東裏遺跡で、6世紀初頭に起きた榛名山の噴火に伴う火砕流堆積物の中から、4体の人骨が発掘された事例が知られている<sup>19)</sup>。他の被災事例は例えば住居址など、人間生活の場が自然現象の影響を受けた痕跡として認知される場合が主体であるのに対して、この事例ではその時代に生きていた人間たちが、自然災害によって直接的に命を落とした痕跡として確認される被災現場ということになる。なおこの時の榛名山噴火に伴う被災遺構は、他にも複数報告されている。

ここまで見てきた被災遺構は、いずれも同時代の人間がそれぞれの災害痕跡を保存して伝えようと試みたとは考えにくいものであり、我々がその存在を認知できたのには偶然的要素が極めて大きいと判断される。また、そのようにして確認された過去の災害痕跡を示す遺構そのものが、厳密に確認された時の状態のままに保存・活用されているケースも殆ど見られない。洪水堆積物にパックされて発見された垂柳遺跡の水田跡が、原位置で発見時のままの状態に遺構露出展示が行われている<sup>20)</sup>ような事例は指摘できるものの、そこで展示されているのはあくまでも洪水堆積物が除去された後に確認された水田跡の方であり、洪水によって被災した災害の状況が展示されているものとは言えない（図1）。

ただし、垂柳遺跡の遺構を覆って洪水堆積物が堆積した様子は、遺構断面剥ぎ取り資料の形で田舎館村埋蔵文化財センター内で保存・展示されている（図2）。このように、災害状況を示す遺構断面または平面が剥ぎ取り資料の形や遺構そのものの一部分を切り取る形（図3）によって資料化されて保存され、それが公開活用に使われているケースならば他にも少なからず指摘できる。例えば沓形遺跡における津波痕跡や、七日市遺跡における AT 火山灰層を含む土層断面、垂水日向遺跡における鬼界アカホヤ火山灰に覆われた人間の足跡などは、それぞれ仙台市博物館や兵庫県立考古博物館などで既に展示公開されて活用されてきており<sup>21)</sup>、他にも過去の災害痕跡に関連した遺構情報が、剥ぎ取り断面のような形で保存されて公開に至っている事例は少なからず見ることができる。また、金井東裏遺跡で火砕流堆積物の中から発掘された人骨については、一部がレプリカの形として群馬県立埋蔵文化財調査事業団や渋川市埋蔵文化財センターで公開活用されている<sup>19)</sup>ように、レプリカが活用される事例は他にも多い。

以上、文献記録に残されていない時代の災害痕跡については、既に発掘によってその存在が



図1 垂柳遺跡で洪水堆積物の下から発見された水田跡  
原位置で遺構が展示・公開されているが、被災痕跡は現状では認知しがたい。

確認された遺構であっても、これまでのところでは現代の被災遺構と同等の概念で保存が図られているとは言い難い状況にある。

#### 4. 文字で記録された災害情報

次に、過去の災害痕跡としては、文書などに文字情報の形で残されている災害の記録が豊富に存在する。これらの内容については、既に様々な形で災害史としてまとめられている<sup>21)</sup>ので、ここではその詳細にまでは立ち入らないが、遺構保存との関連という視点に限定して、文書に記録された過去の災害について見て行くことにする。

例えば地震記録としては、日本書紀の允恭天皇5年（ユリウス歴416年に相当か?）に出てくる「地震」という記述が最古の地震記録としてよく知られる<sup>22)</sup>が、これに伴う確実な遺構は今のところわかっていない。これに対して同じく天武天皇7（ユリウス歴679）年の項に出てくる「筑紫国大地震之（後略）」の記述、すなわちいわゆる「筑紫地震」に関しては、その痕跡が遺構として確認されている。これは、1993年に調査された久留米市の水縄断層帯の最新の地割れの中に、土師器片が含まれているものがあることが判明し、それがまさに筑紫地震の被災遺構と判断されたものである<sup>23)</sup>。ただし、この水縄断層の遺構については1997年に天然記念物指定を受けたものの、本稿執筆中の現時点でこの遺構面の公開活用



図2 垂柳遺跡における遺構断面剥ぎ取り資料  
畔（VI上面）が洪水堆積物（V）によって覆われる様子が展示されている。

については1997年に天然記念物指定を受けたものの、本稿執筆中の現時点でこの遺構面の公開活用



図3 垂柳遺跡における足跡切り取り資料  
レプリカではなく遺構の現物だが、切り取られて原位置から移されて展示されている。

はまだ図られていない。

既に活用が図られている歴史時代の震災痕跡としては、1990年からの発掘調査で確認された袋井市の坂尻遺跡における白鳳地震時の噴砂が、剥ぎ取り資料の形で1991年以降袋井市役所や袋井市歴史文化館などで展示公開されてきた例が先駆的存在として挙げられる<sup>24)</sup>。白鳳地震とは、日本書紀の天武天皇13(684)年に記述が見られる地震で、坂尻遺跡の噴砂は、遺構の状況からこの年の南海地震に連動して起きた東海地震の痕跡と解釈されている。その他、歴史時代の地震痕跡が公開活用されている事例としては、1596年の慶長伏見地震に伴うものが豊富に存在しており、例えば1982年からの発掘調査で確認された神戸市玉津田中遺跡の噴砂は、剥ぎ取り資料の形で兵庫県立考古博物館などで展示公開されてきている<sup>21)</sup>。

津波に関しては、先述の白鳳地震に伴って、土佐国で津波被害が出たことが日本書紀に記録されているが、この時のものと見られる津波堆積物が、佐伯市の龍神池で確認されおり<sup>25)</sup>、この龍神池の津波痕跡については、2004年からのボーリング調査時のコアサンプルという形で、佐伯市の海辺の交流館内で展示公開が図られている。その他、歴史時代の津波としては、東日本大震災時に大々的に取り上げられて比較検討された、貞観11(869)年の貞観地震に伴う津波が日本三代実録に記録されているが、その痕跡が各地で地層断面剥ぎ取り保存の形で少なからず資料化されており、例えば仙台市博物館などで公開されたことはよく知られている<sup>26)</sup>。これらの中には、それぞれの場所における人間生活への直接的影響が認知し難い状態の資料も少なくはないが、記録の上から確認される日本で起こった災害を理解する資料として、活用が図られている。

火山噴火については、貞観16(874)年の開聞岳の噴火の記述が日本三代実録に見られるが、その噴火に伴う火山灰の降下に伴って倒壊したと考えられる家屋の遺構が、1988年に指宿市の橋牟礼川遺跡の発掘調査で発見された<sup>27)</sup>。この倒壊家屋遺構はその後移設され、現在は指宿市考古博物館に隣接して常設展示されている(図4)。これは本稿執筆の時点で、常時見学可能な状態にある、我が国における自然災害による被災家屋の中で最古級の存在と呼べるかもしれない。また、延喜15(915)年には出羽国で灰が降った記録が扶桑略記に残されているが、北秋田市の

胡桃館遺跡では、この時の十和田火山の噴火に伴うと見られる火山灰を含んだ土石流によって埋没した建物の部材が、1967年からの発掘調査によって確認されている<sup>28)</sup>。この被災した建物部材は、現在は北秋田市資料展示室内で公開が図られている。

これらの事例では、文字による記録は同時代または近接した時代の人々によって意図的に書き残されたものだが、遺構側に残る被災の痕跡については、いずれもやはり偶然発見されたものと考えられる。この点で、文献記録が存在しない時代の被災遺構と状況はあまり変わらないとも言える。ただし、それぞれが、本稿中に明記した年代に発見された時点でそれぞれが破壊されることはなく、それ以降の人々の意思によって意図的に保存されて伝えられている点は指摘できるだろう。

## 5. 現地に残された災害の記録

次に、紙に書かれた記録ではなく、被災地現地に残された災害の記録という概念も存在する。代表的なものに災害記念碑と呼ばれる石碑があり、例えば1章で紹介した「此処より下に家を建てな」と書かれた宮古市の石碑も、明治及び昭和の津波被災の事実が現地に残された文字記録と見ることができる。また、被災直後ではなく後天的に設けられる事例が多いとは言え、洪水時の最高到達水位を建物の壁や道路沿いの電柱などに表示するような行為も、現地に残された災害記録と捉えられる。前章で見た文書記録は、被災現場からは空間的にある程度離れた場所で保存されるのが一般的であるのに対して、災害記念碑の類は被災地そのものまたはごく近傍に記録・保存される場合が多く、厳密に被災遺構とは見做せないものの、その場所が被災地であることを示す痕跡という見方が可能なものが多い。こうした災害記念碑には、紙資料と概念の近い事実記録資料としての側面の他、犠牲者の供養碑としての側面や、宮古市の石碑のように人々に警戒を促すなどの教訓碑としての側面など、様々な面があることが既に指摘されている<sup>29)</sup>が、ここではその分類には細かくは立ち入らず、あくまでも歴史資料として被災地現地における災害の記録としてその保存について見て行くことにする。

地震津波碑については既に各地でそれぞれ詳細に纏められており、その中で現存最古の存在として、徳島県美波町に康暦2(1380)年に建立された石碑の存在が知られている<sup>30)</sup>。ここには、60余名分の人の名が刻まれていると言い、これは太平記に書かれている正平地震(1361年)に伴う津波の犠牲者を供養する目的の供養碑ではないかと考えられている。仮にその解釈が妥当だとすれば、被災地現地に残された災害記録のかなり古い事例ということになり、またそれが今に至るまでその場所で保存されて伝えられてきた事例と言える。



図4 橋牟礼川遺跡で発見された開聞岳噴火に伴う被災家屋(移設・覆屋内展示)  
(指宿市考古博物館 時遊館 COCCO はしむれ)

写真奥側に残る柱穴からずれた手前側に屋根材痕跡が倒壊した状態で認められ、火山性堆積物が遺構を覆う様が断面(写真中央部)で確認される。

こうした供養碑の類は、近世以降のものまで含めると膨大な数が全国で知られるが、その中でも保存という観点から見て特徴的な事例のみを以下に取り上げて見ていくことにする。まず、津波被害を含まない地震そのものによる災害の記念碑としては、内陸地震の供養碑が該当するだろう。例えば寛延4（グレゴリオ暦1751）年に起きた高田地震に伴って、上越市の海鱗寺には犠牲者供養碑が建てられており、この時の地震による犠牲者の慰霊が図られている<sup>31)</sup>。

次に、津波に関連した記念碑の中でも異例の存在として特に注目されるのが、宇城市に残る津波境石である<sup>32)</sup>。これは、もともとは寛政4（1792）年に起きた雲仙岳の噴火に端を発していることから、火山災害記念碑に分類することも可能かも知れず、また噴火後の雲仙岳を震源とする地震に伴う山体崩壊が直接の引き金となっていることから地震災害との分類も可能であり、また最終的に有明海になだれ込んだ土砂の影響で津波が発生し、対岸の肥後に大きな被害が与えられた津波災害とも言える。これがいわゆる「島原大変肥後迷惑」という言葉で伝えられている災害だが、この肥後側の高台に津波境石と呼ばれる石碑が残されており、津波から3年後（1795年）に建てられた、その石碑の立つ場所付近まで津波が到達した事実の記録碑と考えられている。

津波に限定しない水害としては、袋井市中新田にある「大潮溺死記念碑」が注目される。これは、延宝東海・江戸大水害として知られる延宝8（1680）年閏8月6日に起きた台風による高潮被害で、この村では300人に及ぶ死者を出したと伝えられる災害の記念碑だが、これが建てられている場所は、この災害を機に避難所として後に人工的に築かれた築山（命山と呼ばれる）頂上の平坦面上である点が特筆される（図5）<sup>24)</sup>。つまり、この碑は供養碑であると同時に教訓碑でもあり、また防災祈念碑としての側面をも持つことになる。そしてこの今も残る江戸時代の命山の近傍には、2013年以降現代の土木技術により避難所としての築山が平野内に複数築かれており、「平成の命山」と呼ばれて地域の防災に活かされている<sup>24)</sup>。

それから、こうした記念碑に関する保存の意思という点に関しては、大阪市の「大地震両川口津浪記」が注目される<sup>33)</sup>。これは、嘉永7（1854）年に起きた安政南海地震に伴う津波被害の記録碑、及び将来の津波に備えるよう働きかける教訓碑として、その翌年に被災地に建てられ



図5 中新田命山と頂上に建つ大潮溺死記念碑（中央右）



た石碑である（図6）ことはよく紹介されるが、ここで特筆されるのは碑文の文末に書かれている「願わくば心あらん人、年々文字よみ安きよう墨を入れ給ふべし」の部分である。これは、単なる記念碑として石碑を建てるだけでなく、その適切な維持管理によりこの石碑を恒久的に保存するよにとの意思が、碑文自体に明確に示されていることになる。

一方、火山噴火に伴う災害記念碑については、天明3（1783）年の浅間山噴火に伴う犠牲者の供養碑がよく知られている。この噴火に伴う被害は周辺各地にもたらされたため、それに伴う供養碑は各地に少なからず現存するが、中でも群馬県嬭恋村の鎌原観音堂に文化12（1815）年に建てられた三十三回忌供養碑には、この時の噴火に伴う土石流に飲まれた477人の名が刻まれており<sup>34)</sup>、被災現場そのものに残された供養碑としての災害記念碑と言える。なお、この鎌原観音堂付近は1979年になってから発掘調査され、実際に土石流に巻き込まれた被災者の遺体が発見されている。

ここに取り上げた以外にも、災害記念碑は全国に数多く知られており、それらは、同時代の人々及びその後の人々によって意識的に保存が試みられながら、それぞれの災害がかつてその地で起きたことを現地で伝える存在となっている。これらは、東日本大震災以後に特に注目されるはじめ、徐々に石碑自体の保護も考えられるようになりつつある<sup>35)</sup>。

## 6. 文化財としての災害痕跡の保存

現代の文化財保護に相当する概念は、1871年に出された古器旧物保存方の太政官布告に始まるとされる<sup>36)</sup>が、明治以降になると、災害痕跡が現在でいう文化財の概念として保存されるべき対象と捉えられる事例が現れることになる。もちろん、前章までに見てきた被災事例についても、例えば1783年の浅間山噴火で被災した鎌原観音堂付近が1956年に「天明三年浅間やけ遺跡」として群馬県指定史跡になるなど、過去の災害痕跡がある程度時間を経てから後に歴史的な価値が認められて保存が図られる事例は少なくないが、ここでは、被災後それ程間を置かず（目安として被災後100年以内）に災害痕跡が文化財指定を受けるに至ったケースを中心に見ていくことにする。

その先駆的事例としては、1927年に天然記念物に指定された（現在は国の特別天然記念物）本巢市の根尾谷断層が挙げられる。これは、1891年に起きた濃尾地震の原因断層とされる<sup>37)</sup>上下6mに及ぶ地面のずれが、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法下で保存対象と捉えられたことになる。（なお、この断層崖は現在も普通に地形として確認することが可能だが、1990年からのトレンチ調査によってこの断層の一部が発掘されて、1993年からは地下観察館（後に地震断層観察館）内の露頭としても保存公開が図られている<sup>38)</sup>。）



図6 大地震両川口浪津記  
石碑の教え通り、墨が入れられている。

また、1927年に起きた北丹後地震の原因断層である京丹後市の郷村断層（図7）は、地震の2年後（1929年）に天然記念物に指定されているが、指定前の段階から既に「上屋」による保存が議論されており、遅くとも1935年よりは前に断層露頭を保存するための覆屋が構築されたことが確認される<sup>39)</sup>。これは自然史資料の保存施設としては、わが国で最古級の存在だった（その後建て替えられて現在に至っている）と考えられる。同様に1930年に起きた北伊豆地震に関連して、原因断層である静岡県函南町の丹那断層が1935年に天然記念物指定を受けているが、その前年（1934年）には、地震前から現在の伊豆の国市で展示されていた魚雷の表面に地震の揺れに伴って刻まれた傷が、「地震動の擦痕」として天然記念物に指定されており<sup>40)</sup>、これもその後覆屋内で保存が図られて現在に至っている。（言うまでもなく魚雷自体は人工物だが、そこに残されている擦痕が、「天然記念物」の概念で理解された事例である。）

これらの事例は、どちらかと言えば自然史資料としての地震痕跡の保存であって、被災遺構という人文資料としての保存のニュアンスは相対的に小さいようにも見られるが、同じ北伊豆地震に伴って倒壊した函南町の火雷神社の石鳥居は、今なお倒壊したままの状態修復されずに保存されている（図8）。境内を貫く断層<sup>41)</sup>が、「火雷神社の断層」として町指定天然記念物となったのは戦後になってからの1981年のことだが、地震に伴って倒壊した鳥居や石段は被災直後の時点で保存が図られており、同神社への参拝は別方向に後から設けられた鳥居と石段を通じて今も行われる（図8）。これは、地震による被災遺構が現地で意図的に保存された先駆的事例と言えよう。

火山災害の関連では、例えば864年の富士山の貞観大噴火に伴う山梨県鳴沢村の熔岩に取り囲まれた樹木の痕跡が「鳴沢熔岩樹型」として1929年に天然記念物指定を受け、先述の1783年の浅間山噴火に関連した嬭恋村の類似した概念のものは「浅間山熔岩樹型<sup>42)</sup>（厳密には熔岩ではなく火砕流に取り込まれている）」として1940年に天然記念物指定を受けている（現在はいずれも国の特別天然記念物）。また1888年の磐梯山噴火に伴う火山性泥流によって山上から平地まで流されてきた<sup>43)</sup> 現在の福島県猪苗代町にある見彌の大石は、1941年に天然記念物指定を受け、戦後では、1944年からの噴火で形成された昭和新山が1951年に文化財保護法の下で天然記念物に



図7 郷村断層の現状

ずれば認知できるが、断層面は見ることができない。



図8 火雷神社の倒壊鳥居（中央）と新設の鳥居（左端）

指定され、その6年後(1957年)には特別天然記念物となっている<sup>44)</sup>。これらは確かに火山災害にも関連しているとは言え、被災遺構としての指定というよりは、どちらかと言えばやはり火山噴火という自然現象を伝える学術資料としての指定である側面が強く感じられる。

火山噴火に関わる被災遺構そのものの指定という概念で言えば、1914年の桜島噴火に伴う火山灰で埋没した、(現在は)鹿児島市の腹五所神社の石鳥居<sup>45)</sup>が、「噴火により埋没した鳥居及び門柱」として1958年に鹿児島県指定天然記念物となった事例を挙げられる。指定は埋没後40年以上が経過した後のことだが、噴火で埋没した直後に、掘り起こそうとした住民たちを制止して「後世に噴火の脅威を伝えよう」という趣旨で現状保存を主張した、当時の村長の強い意志によって被災時のままの状態まで今日に至っており(図9)、これは明確な意思を持って被災遺構の現地保存が試みられた最古級の事例に当たるだろう。(なおこれは、先述の魚雷と同様に人工物が天然記念物の概念で指定を受けた事例であり、同種の概念で、「牛根麓稻荷神社の埋没鳥居」は、2012年に垂水市指定天然記念物となっている。)

以上は、意図して昭和以前の指定事例を中心に見てきたが、平成に入ると災害痕跡が指定を受ける事例が多くなり、これは平成に入ってから起きた災害の痕跡だけに留まらず、それ以前に起きていた災害の痕跡が、平成に入ってから初めて文化財指定を受けるような事例も増えることになる。例えば津波痕跡に関しては、被災後間を置かずに国指定文化財となった事例を今のところ指摘することはできないが、石垣市の「石垣島東海岸の津波石群」は2013年になってから国指定天然記念物となっている。これは、明和8(1771)年に起きた八重山地震に伴う津波によって打ち上げられたとされる巨大な自然石が、海岸線からある程度離れた地点に残されている事例であり<sup>46)</sup>、この石自身は直接的な災害痕跡とは言えないものの、その場所まで津波が到達したことを示すことによって、その付近の被災状況を理解する手助けとなる存在と捉えられる。これに近い概念として、安政5(1858)年に起きた大地震によって引き起こされた富山平野の大水害によって運ばれて富山県立山町の平野内に残る大転石<sup>47)</sup>が、「西大森の大石」として2007年に立山町指定天然記念物となった事例も知られている。

なお、この他に、安政南海地震(1854年)に伴う津波被害から集落を救った「稲村の火」と



図9 腹五所神社の埋没鳥居

いう説話がよく知られる<sup>48)</sup>が、その後に現在の和歌山県広川町に築かれた堤防は、1938年に「広村堤防」として史蹟に指定されている。これは直接的な被災遺構ではないが、津波災害に関連した遺構が史蹟指定を受けた先駆的事例と位置づけられる。また、異例の存在として、1951年に国指定史跡となっていた中世の遺構である茅ヶ崎市の旧相模川橋脚<sup>49)</sup>が挙げられる。これは、もともと1923年の関東大震災に伴う液状化現象によって初めて発見に至った橋脚だが、この液状化現象の遺構が2013年には国指定天然記念物となったという事例である。これについては、橋脚が利用されていた中世に被災した遺構ではないが、液状化という大正年間の災害痕跡が、平成になってから文化財として保存対象と認識された例として位置付けられる。

以上を概観すると、初期の段階で文化財指定を受けた事例は、いずれも被災遺構という人文資料としての側面よりも自然現象を理解する自然史資料としての側面の方が強く意識されているように感じられ、東日本大震災以後に注目され始めた、災害の教訓を防災に活かす目的での被災遺構の保存という概念とは若干ニュアンスが異なるようである。腹五所神社や火雷神社の石鳥居のように、被災遺構そのものが保存対象と意識された古い事例もあるにはあるが、それが文化財指定を受けたのがいずれも被災の約50年後である点は象徴的であり、防災資料として被災遺構を保存する重要性が一般に広く認識されるようになるのは、学術的価値の認知からはやや遅れるようである。

## 7. 防災資料としての被災遺構の保存

かつて日本における遺跡保存の歴史を論じた際に、バブル崩壊を機に地価の低下が起きることによって土地開発の要望が減り、それに呼応して遺跡保存という考え方が一般に広く浸透するようになる点を指摘した<sup>6)</sup>。バブル崩壊は1991年の出来事と言われており、1992年はユネスコの世界遺産条約に日本が批准した年だったこともあり、だいたい1990年代頃から遺跡の保存は世間で肯定的に捉えられる場面が多くなってきている。ただしその一方で、保存された遺跡はその土地が開発された場合に期待されたのと同程度の経済効果を生むことを求められ、このことによって遺跡の活用という方向性がそれまで以上に強く求められるようになったのである。こ

のモデルを被災遺構に当てはめて考えるとすれば、1991年は雲仙普賢岳の噴火に伴う火砕流災害が起きた年であり、また1995年には阪神淡路大震災が起きており、だいたい1990年代頃から被災遺構の捉えられ方も変化してきたように感じられる。具体的には、防災資料としての教訓的ニュアンスが強くなる形での、被災遺構の保存事例が増加するようである。

例えば雲仙普賢岳の噴火に伴う被災遺構としては、島原市の大野木場小学校が保存されて1998年から公開されており、土石流に埋没した被災家屋が1999年から道の駅みずなし本陣に隣接して設けられた土石流被災家屋保存公園内で公開されている<sup>50)</sup>(図10)。また、阪神淡路大震災の原因断層の一つである淡路市の野島断層が国指定天然記念物になったのは1998年のことであり、同年には野島断層保存館が開館して断層の保存活用が図られている<sup>51)</sup>(図11)。他にも、例えば神戸市の神戸港震災メモリアルパーク内のメリケン波止場で一部岸壁が被災状況のまま保存されている<sup>52)</sup>など、阪神淡路大震災関連の被災遺構が保存活用されているケースは少なくない。

その後、2000年には有珠山の噴火が起きているが、その時に熱泥流に巻き込まれるなどして被災した北海道洞爺湖町の団地や町営温泉施設などが保存されて、2005年以降に公開されるに至っている<sup>50)</sup>。有珠山関連では、1940年代及び1970年代の噴火に伴う被災遺構についても一部残されて保存が試みられてきてはいるが、公園化が行われたり散策路が整備されたりするに至ったのは、やはり平成に入って以後の特徴と言える。

また、2004年には中越地震が起きているが、その際に土砂に埋まった長岡市山古志木籠集落の被災家屋のうちの2棟が、震災遺構として保存されることが2016年に決定され、補修を経て公開に至っている<sup>53)</sup>。

津波に関しては、北海道南西沖地震が1993年に起き、特に奥尻島での津波被害が大きかったことが知られるが、北海道奥尻町内の道路沿いの看板などに津波の最高到達地点が記され、奥尻島津波館が2001年に開館して津波被害の教訓を伝える<sup>54)</sup>ものの、この時の被災遺構そのものの保存公開は、これまでのところ試みられていないようである(津波に伴う被災遺構が本格的に保存活用されるのは、やはり東日本大震災以後のことのようである)。なお、災害記念館という概念については、「被災遺構の保存」という本稿の趣旨を逸脱するためここで詳しくは立ち入



図10 島原市の雲仙普賢岳噴火に伴う土石流被災家屋



図11 野島断層の現状

らないが、例えば岐阜市にある震災記念堂は1891年の濃尾地震の2年後（1893年）に建てられた我が国で先駆的な災害記念館であり<sup>55)</sup>、その建物自身が2006年に国の登録有形文化財となって保存対象となっている。それ以降、1923年の関東大震災に伴う横浜市震災記念館<sup>56)</sup>（1924年開館、その後廃止）や震災記念堂<sup>57)</sup>（1930年竣工、後に東京都慰霊堂に）、1927年に起きた北丹後地震に伴う京丹後市の丹後震災記念館<sup>58)</sup>（1929年竣工）、1933年に起きた昭和三陸地震に伴う大津波後に各集落に建設された震嘯記念館<sup>59)</sup>など、被災遺構の持つ役割を一部補う形で存在する災害記念館は、様々な災害に伴って各地で建設されて今日に至っている。

以上見てきたように、防災資料としてのニュアンスで被災遺構の保存が試みられる事例は、主として1990年代以後に盛んになってきたようである。この状況下で東日本大震災が起き、現状の被災遺構保存に関する議論へと繋がってきたと考えられる。

## 8. おわりに ～被災遺構と保存科学の関わり～

現在保存活用が図られている被災遺構の多くは、1990年代以降に起きた災害に関わるものであり、敢えて本稿では触れなかった、東日本大震災を含む2011年以後に起きた災害に関わるものがその中でも大半を占めている。しかしながら、これはよく指摘されることだが、大規模災害の再現期間は一人の人間の一生を遥かに超えるタイムスケールであるのが一般的であり、防災の観点から被災遺構を残すのであれば、時間軸をもう少し長くとり、今生きている我々が経験していない、遙か以前に起きた災害の痕跡をも保存して伝えていくセンスを持たなければ十分にその目的を遂げられるとは考え難い。被災遺構保存の本来の意義を考えるならば、遠い過去の被災痕跡についても同様に、適切に伝えていく必要があると指摘される。

近代の被災遺構が保存されているケースは、6章でも見たように現時点で決して少ないわけでもないが、例えば国指定天然記念物である郷村断層の現状は、覆屋内で緑色生物の繁茂によってその詳細な観察は困難な状況にあり（図7）、同じ天然記念物指定を受けている野島断層の現状（図11）と比較した場合に、防災資料として有効な状態で保存されているとは決して言えない。これには、昭和初期の時点での覆屋建設目的が自然史資料としての科学的価値の保存に偏っ

ていたことから、戦後に主として人文資料を対象として盛んになってきた保存科学<sup>6)</sup>の研究対象にはなりにくかったことが一因として関係していると考えられる。しかしながら、「覆屋による遺構の保存」ということで考えてみれば、対象を自然災害に伴う被災遺構に限定しなければ、そのノウハウは保存科学では既に少なからず蓄積されてきているのであり<sup>60)</sup>、そうした学問的蓄積が、郷村断層を含めた既に露出展示が試みられている様々な被災遺構を、今後有効に活用していくことに貢献することが期待される。

また、5章で見た災害記念碑に関しても、その内容を災害の記録に限定しなければ、屋外石造物の保存はこれまでに数多く試みられてきており<sup>61)</sup>、特に陰刻文字を良好に見える状態で保つことなどに、保存科学が寄与できる面は大きいと期待される。4章や3章で見た「遺構に残された被災痕跡」で言えば、確かに剥ぎ取り資料や切り取り資料の形で既に公開が図られている事例は豊富に存在するが、主として合成樹脂を含浸させて作成されたこうした資料は、照明などの展示環境の影響を受けやすいことも考えられる。このため、ひとたび資料化されればそれで終わりというわけではなく、有機物を含んだ資料が博物館環境で変色したり脆弱化したりする<sup>62)</sup>ことなく、適切に保存・公開されていくことが求められている。

さらに、遺構の剥ぎ取り資料や切り取り資料は、公開場所を選ばないという活用上の利点はあるものの、その場所が被災地であることを示す位置情報が失われるという致命的な欠点も内包している。こうした問題については、発掘で確認された遺構の原位置露出展示事例であれば、1946年の本郷埴輪窯跡<sup>4)</sup>以後既に全国各地でごく普通に試みられている状況にあり、発掘で確認された過去の災害痕跡が、原位置でそのまま露出展示されることがまだ一般的となっていない現状の方がむしろ奇異に感じられる。保存科学で蓄積された遺構保存のノウハウ<sup>63)</sup>が生かされれば、今後は中世、古代、そして先史時代にまで遡る被災遺構を、原位置で何らかの形で有効に保存・活用できるようになる可能性が期待される。このような観点から各時代の被災遺構がより有効に活用されて行けば、一人の人間が経験できるレベルを超えた様々な被災事例を次の世代に伝えていくことが可能となり、やがてそれが防災に役立てられることにも繋がっていくことだろう。

謝辞 本稿を纏めるに当たり、以下の方々及び組織から有益な情報をご教示いただいた。記して御礼申し上げます。(情報が本文内で使用されている順に)元産業技術総合研究所の寒川旭氏、仙台市博物館の菅野正道氏、仙台市教育局の小山紘明氏、千葉昴太氏、弘前大学の関根達人氏、田舎館村教育委員会の武田嘉彦氏、三木市教育委員会の吉原大志氏、姫路大学の松下正和氏、神戸市埋蔵文化財センターの安田滋氏、千葉浩氏、中村大介氏、兵庫県立考古博物館の鐵英記氏、袋井市歴史文化館の白澤崇氏、NPO 法人 おおいた環境保全フォーラム はぎこネイチャーセンター、指宿市教育委員会の鎌田洋昭氏、北秋田市教育委員会の榎本剛治氏、熊本県立装飾古墳館の坂口圭太郎氏、本巣市教育委員会の山田真靖氏、京丹後市教育委員会の新谷勝行氏、函南町教育委員会生涯学習課、熊本県教育委員会の池田朋生氏、淡路市教育委員会の長田圭介氏。

#### 参考文献

- 1) 例えば毎日新聞2016年3月14日付電子版 (<http://mainichi.jp/articles/20160314/org/00m/100/020000c>)
- 2) 復興庁(2013)震災遺構の保存に対する支援について (<http://www.reconstruction.go.jp/topics/>)

- m13/11/20131115\_press\_sinsaiikou.pdf)
- 3) 読売新聞2011年3月30日付 (<http://archive.fo/7LCUf>)
  - 4) 朽津信明：日本における覆屋の歴史について、保存科学、50、43-57 (2011)
  - 5) 朽津信明：日本における近世以前の修理・修復の歴史について、保存科学、51、111-120 (2012)
  - 6) 朽津信明：日本の「遺跡保存」の歴史と「保存科学」の役割、保存科学、52、261-273 (2013)
  - 7) 朽津信明：装飾古墳のおかれた「環境」と保存の歴史、保存科学、53、19-31 (2014)
  - 8) 災害対策基本法 (1961) (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO223.html>)
  - 9) 朝日新聞2016年2月28日付 (<http://www.asahi.com/articles/ASJ2N6QG2J2NUNHB01D.html>)
  - 10) 寒川旭：地震の日本史、中公新書1922 (2007)
  - 11) 福島県文化センター遺跡調査課編：相馬開発関連遺跡調査報告Ⅲ 第2編 段ノ原B遺跡 (1995)
  - 12) 内閣府：南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第32回) 及び首都直下地震モデル検討会 (第14回) 合同会議議事概要について (2013) (<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/senmon/shutochokkajishinmodel/16/pdf/sub1.pdf>)
  - 13) 斎野裕彦：仙台平野中北部における弥生時代・平安時代の津波痕跡と集落動態、平成19年度～平成23年度文部科学省私立大学学術高度化推進事業「オープン・リサーチ・センター整備事業」東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究 研究成果報告書、225-257 (2012)
  - 14) 垂柳遺跡発掘調査会 (編)：垂柳遺跡発掘調査会、青森県教育委員会 (1985)
  - 15) 奈良県立橿原考古学研究所・京都大学大学院農学研究科：弥生前期水田管理の実態解明—イナ作を始めた人々の試行錯誤—、報道発表資料(2013年3月14日) <http://www.kashikoken.jp/from-site/2012/yayoizennkisuiden.pdf>
  - 16) 町田洋：火山灰は語る、蒼樹書房 (1977)
  - 17) 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所編：七日市遺跡：国道175号線交通事故防止対策工事に伴う発掘調査報告書 (1990)
  - 18) 神戸市教育委員会：垂水・日向遺跡第1、3、4次調査 (日向地区・陸ノ町地区) (1992)
  - 19) 群馬県埋蔵文化財調査事業団：金井東浦遺跡、甲を来た古墳人だより (2013)
  - 20) 田舎館村埋蔵文化財センター (編)：高樋(3)遺跡発掘調査報告 (2002)
  - 21) 兵庫県立考古博物館：地震・噴火・洪水—災害復興の3万年史— (2015)
  - 22) 例えば北原糸子編：日本災害史、吉川弘文館 (2006)
  - 23) 千田昇・松村一良・寒川旭・松田時彦：水縄断層系の最近の活動について 久留米市山川町前田遺跡でのトレンチ発掘、第四期研究、33、261-267 (2009)
  - 24) 袋井市歴史文化館：江戸の命山と自然災害の歴史 (2013)
  - 25) 岡村眞・松岡裕美：津波堆積物からわかる南海地震の繰り返し、科学、82、182-191 (2012)
  - 26) 澤井祐紀：教育・普及活動のための津波堆積物のはぎ取り標本、GSJ地質ニュース、3、53-59 (2014)
  - 27) 鹿児島県指宿市教育委員会：橋牟礼川遺跡総括報告書 (2016)
  - 28) 奈良文化財研究所・北秋田市教育委員会：胡桃館遺跡埋没建物部材調査報告書、六一書房(2008)
  - 29) 例えば日時和哉：石に刻まれた明治29年・昭和8年の三陸沖地震津波、岩手県立博物館研究報告、30、33-45 (2013)
  - 30) 井若和久・上月康則・山中亮一・田邊晋・村上仁士：徳島県における地震・津波碑の価値と活用について、土木学会論文集 B2、67、I\_1261-I\_1265 (2011)



- 31) 上越タウンジャーナル2015年1月2日付 (<https://www.joetsutj.com/articles/52112511>)
- 32) 坂口圭太郎・美濃口雅朗・松本博幸・川島秀一：『島原大変肥後迷惑』1792(寛政4年)の大津波による被害—熊本県内に残る津波碑の悉皆調査—、日本文化財科学会第33回大会研究発表要旨集、356-357 (2016)
- 33) 長尾武：『大地震両河口津浪記』にみる大阪の津波とその教訓、京都歴史災害研究、13、17-26 (2012)
- 34) 三枝恭代・早川由紀夫：嬭恋村鎌原における天明三年(1783年)浅間山噴火犠牲者供養の現状と住民の心理、歴史地震、17、39-47 (2001)
- 35) 秋本悠喜・桜井慎一：教訓を後世に伝承する津波碑の保存整備に関する研究、沿岸域学会誌、28、29-40 (2015)
- 36) 三輪嘉六：九州で始まった文化財保存、文化財の保存と修復⑧、9-20 (2006)
- 37) 小藤文次郎：美濃大地震ノ震源、東洋学芸雑誌、9、147-158 (1892)
- 38) 本巢市根尾谷地震断層観察館条例 (2004) ([http://reiki.city.motosu.lg.jp/reiki\\_honbun/r016RG00000223.html](http://reiki.city.motosu.lg.jp/reiki_honbun/r016RG00000223.html))
- 39) 京都府編：『京都府の史蹟名勝天然紀念物』(1935)
- 40) 今村明恒：北伊豆大地震の計測学的研究、地震研究所彙報、9、36-49 (1931)
- 41) 伊原敬之助・石井清彦：北伊豆震災地調査報文、地質調査所報告、112 (1932)
- 42) 吉田史郎：群馬県嬭恋村の浅間山溶岩樹型、地質ニュース、595、57-59 (2004)
- 43) Sekiya, S. and Kikuchi, Y.: The Eruption of Bandai-San., Transactions of the Seismological Society of Japan, 13, 139-222 (1890)
- 44) 早川正巳：昭和新山、地質ニュース、151、11-15 (1967)
- 45) 市坪弘：火山灰に生きる、桜島の間人記録、中公新書 (1978)
- 46) 後藤和久・島袋綾野：学際的研究が解き明かす1771年明和大津波、科学、82、208-214 (2012)
- 47) 農業農村整備情報総合センター：常願寺川 農人の記憶 山をも流した河(2007) (<http://suido-ishizue.jp/nihon/jyouganji/index.html>)
- 48) 例えば伊藤和明：津波防災を考える「稲むらの火」が語るもの、岩波書店 (2005)
- 49) 茅ヶ崎市教育委員会：国指定史跡 旧相模川橋脚 (2008)
- 50) 石川宏之：復興まちづくりに火山災害遺構を活かすためのジオパークの経緯と大学の連携体制のあり方に関する研究 島原半島ジオパーク推進連絡協議会と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会を事例として、都市計画論文集、50、101-106 (2015)
- 51) 中田高・岡田篤正 (編)：野島断層 写真と解説 兵庫県南部地震の地震断層、東京大学出版会 (1999)
- 52) 叻阪神・淡路大震災記念協会：阪神・淡路大震災復興誌 第3巻 1997年度版 (1998)
- 53) 毎日新聞2016年6月9日付 (<http://mainichi.jp/articles/20160609/dtl/k15/040/098000c>)
- 54) 木村孝義：震災と復興を伝え、教訓を全国に発信——地域歴史遺産の活用 (奥尻島津浪館)、都市問題、102、81-84 (2011)
- 55) 羽賀祥二：濃尾震災記念堂の建立と維持、名古屋大学文学部研究論集(史学)、61、117-140(2015)
- 56) 百瀬敏夫：横浜市市民博物館の設立、横浜市『市史通信』、3、8-10 (2008)
- 57) 高野宏康：「震災の記憶」の変遷と展示—復興記念館および東京都慰霊堂収蔵・関東大震災関係資料を中心に、年報『非文字資料研究』、6、37-75 (2010)
- 58) 新谷勝行：丹後震災記念館の建築とその意義、歴史地震、28、164 (2013)
- 59) 宮城県：宮城県昭和震嘯誌 (1935)

- 60) 奈良文化財研究所編：遺構露出展示に関する調査研究報告書（2013）
- 61) 奈良文化財研究所編：石造文化財の劣化と保存に関する新たな展開（2015）
- 62) 国立文化財機構東京文化財研究所編：文化財の保存環境、中央公論美術出版（2011）
- 63) 奈良文化財研究所編：保存科学における諸問題 遺構・遺物の保存修復と展示・活用（2010）

キーワード：地震 (earthquake)；津浪 (*tsunami*)；火山噴火 (volcanic eruption)；洪水 (flood)；断層 (fault)

## The History of Conservation and Utilization of “Disaster Remains” in Japan from the View Point of Conservation Science

Nobuaki KUCHITSU and Masayuki MORII

The word “earthquake remains” has become widely noticed after the Great East Japan Earthquake of 2011, and most of the effectively-conserved “disaster remains” in Japan are the ones related to all types of disasters, not limited to earthquakes, after 2011. However, the period between similar large-scale disasters occurring due to the same cause is normally by far longer than the life of a man. Therefore, when retaining “disaster remains” in order to prevent further disasters, it is also necessary to conserve “disaster remains” which occurred far before the birth of present people. The present paper discusses how “disaster remains” have been regarded by people and how their conservation has been attempted historically in Japan. Though “disaster remains” dating from tens of thousands of years ago are quite commonly found by excavations in Japan, there are almost no remains of disasters which occurred in the ancient times or the middle ages that are conserved and utilized *in situ*. After the modern era, geological outcrops, such as faults and products of volcanic activities, have become conserved as “natural monuments” for mainly academic reasons. However, conservation science has not contributed much to their conservation. It is basically after the 1990’s that “disaster remains” have become conserved in order to prevent future disasters. Since conservation science has already been contributing to the preservation of archaeological sites appropriately and to the transmission of their values down to people in the future, it is also expected to fulfill a similar role with “disaster remains,” which are traces of natural phenomena and not of human activities.